

令和8年第5回霧島市農業委員会定例会総会

日 時	令和8年5月29日(金) 14:50~15:40
出席農業委員 (18名)	1番 有村 祐亮 2番 岡村 勝敏 3番 鎌田 陽一 (会長職務代理者) 4番 中園 真一 5番 上原 雄二 6番 清水 和子 7番 尾谷 光幸 8番 長崎 恵里子 9番 笹峯 久雄 10番 常盤 信一 11番 二月田 努 12番 竹ノ内 裕子 13番 中村 優志 15番 肥後 亮子 16番 東鶴 昭雄 17番 山之内 悟 18番 今村 浩一 19番 槐島 睦夫 (会長)
欠席委員 (1名)	14番 相良 悟
事務局	事務局長 尾辻 グループ長 横山 主査 堀之内 主事 梅井
議事日程	「事務局報告」 1 「農用地利用集積等促進計画案(農地中間管理権設定)の意見決定」について 2 「農地利用変更届」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」について 5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 6 「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 8 「非農地証明願」について

開会 14時50分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは令和8年第5回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 本日の出席農業委員は18名です。よって本会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、出席委員が過半数に達しているため、会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布しました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしと認めます。本日の議事録署名委員は15番委員と16番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それでは議事に入ります。

△ 議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権）の意見決定」について議題とします。農用地利用集積等促進計画案の意見決定をするため審議を求めます。今月は、所有権移転11件、中間管理権設定83件について、市長から意見を求められております。 また、農地法第18条第6項の解約通知が14件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されましたので、事務局へ一括報告を求めます。事務局。
事務局	議案第1号「農用地利用集積等促進計画案の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律の所有権移転11件、筆数16筆、面積39,868㎡、利用権設定83件、筆数160筆、面積358,503㎡。このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件要件を満たしており妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りします。議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（中間管理権設定）の意見決定」につきましては、「承認する」と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、承認すると意見決定し、その旨を市長に答申します。

△ 議案第2号「農地利用変更届」について

議長（会長）	次に議案第2号「農地利用変更届」について議題とします。当委員会に対し、農地利用変更届が1件提出されておりますので審議を求めます。調査委員の報告を求めます。国分1を17番委員。
--------	---

17 番委員	2号1番。届出地は、舞鶴中学校の南東に位置し、現況は畑である。利用変更目的は、農業用施設 69 m <sup>2</sup> を建設するものである。工事内容は、プレハブ小屋 1 棟を建設するものであり、既に建設済である。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由で当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 2 号「農地利用変更届」につきましては受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定しました。

△ 議案第 3 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 12 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。国分 1 を 10 番委員。
10 番委員	3号1番。申請地は、馴松公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分 2、3 を 17 番委員。
17 番委員	3号2番。申請地は、舞鶴中学校の南東に位置し、現況は畑である。申請地には、受人が令和 9 年 6 月までの使用収益権を設定している。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3号3番。申請地は、木場集会所の北西に位置し、現況は畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分 4、5 を 18 番委員。
18 番委員	3号4番。申請地は、国分保育園の北に位置し、現況は畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3号5番。申請地は、野久美田公民館の南に位置し、現況は畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

議長(会長)	次に、隼人6を5番委員。
5番委員	3号6番。申請地は、こがのもりコミュニティ広場の西に位置し、現況は不耕作である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長(会長)	同じく、隼人7を13番委員。
13番委員	3号7番。申請地は、上小川地区コミュニティ広場の南西に位置し、現況は田である。申請地には、受人が使用収益権を設定している。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長(会長)	次に、溝辺8を1番委員
1番委員	3号8番。申請地は、竹山公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長(会長)	同じく溝辺9を14番委員に代わり、11番委員。
11番委員	3号9番。申請地は、平和自治公民館の北東に位置し、現況は田である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長(会長)	次に、横川10を16番委員。
16番委員	3号10番。申請地は、安良小学校の西に位置し、現況は田である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長(会長)	次に、福山11を15番委員。
15番委員	3号11番。申請地は、福地地区ふれあい館の南東に位置し、現況は田である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長(会長)	同じく福山12を19番委員に代わり、15番委員。
15番委員	3号12番。申請地は、牧之原保育園の西に位置し、現況は茶畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

議長(会長)	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長(会長)	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」について

議長(会長)	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」について議題とします。当委員会に対し、農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外1件、用途区分変更2件について市長から意見を求められておりますので、意見決定をするため審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。国分1を18番委員。
18番委員	4号1番。申出地は、黒石公民館の南に位置し、現況は畑である。除外目的は山林にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は、第2種農地のその他の農地に該当すると思われる、転用可能な見込みのある農地であると思われる。当申出は、除外に係る6つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、溝辺2を11番委員。
11番委員	4号2番。申出地は、三縄地区自治公民館の東に位置し、現況は農業用倉庫・資材置場・通路である。用途区分変更目的は、農業用倉庫・資材置場・通路にするものであり、既に実行済である。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。なお、平成25年3月20日頃、農業用倉庫・資材置場・通路にしてしまった旨の始末書が添付されている。以上です。
議長(会長)	次に、霧島3を4番委員。
4番委員	4号3番。申出地は、峰之前自治公民館の北西に位置し、現況はロール置場である。用途区分変更目的はロール置場にするものであり、既に実行済である。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。なお、令和元年10月頃造成してしまっただ旨の始末書が添付されている。以上です。
議長(会長)	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」につきましては、承認すると意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長(会長)	全員賛成です。よって、本案件は、承認すると意見決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長(会長)	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が2件提出されておりますので、この処
--------	--

	分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。国分1を18番委員。
18番委員	5号1番。申請地は、黒石公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島2を7番委員。
7番委員	5号2番。申請地は、湯之宮自治公民館の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第2種農地の500m以内農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。

△ 議案第6号 「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく農地転用事業計画変更承認申請が1件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。隼人1を5番委員。
5番委員	6号1番。申請地は、野口公民館西集会所の北西に位置し、現況は不耕作である。転用目的は、共同住宅1棟・駐車場を建設するものである。また、5条申請が同時提出されている。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」については、承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は承認とすることに決定しました。

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。
--------	--

	当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が17件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査委員の報告を求めます。まず、国分1と隼人2を16番委員。
16番委員	<p>7号1番。申請地は、舞鶴中学校の東に位置し、現況は駐車場である。農地区分は、第3種農地の街区内4割超宅地化農地に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場を建設するものであるが、既に駐車場である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>7号2番。申請地は、野久美田公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に、国分3から5を3番委員。
3番委員	<p>7号3番。申請地は、天降川小学校の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>7号4番。申請地は、市営福島第一団地の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接宅地の554.52㎡を一体利用するもので、全体計画面積は974.52㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>7号5番。申請地は、市営大野原団地の南に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、児童発達支援事業所1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	同じく、国分6を10番委員。
10番委員	7号6番。申請地は、岩戸公民館の南西に位置し、現況は宅地である。なお、平成5年10月頃造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、宅地拡張をするものであり、既に実施済である。また、隣接地の287.5㎡を一体利用するもので、全体計画面積は297.5㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	同じく、国分7を17番委員。
17番委員	7号7番。申請地は、上之段公民館の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、現場事務所・休憩所・資材置場・駐車場・仮設トイレを建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は、許可日から令和9年3月31日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のた

	め妥当であると思われる。以上です。
議長(会長)	次に、隼人8から10を5番委員。
5番委員	<p>7号8番。申請地は、野口公民館西集会所の北西に位置し、現況は不耕作である。また、事業計画変更届が同時提出されている。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、共同住宅1棟・駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の1,257㎡を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は2,049㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>7号9番。申請地は、宮内地区公民館の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、建築条件付売買予定地4区画・道路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>7号10番。申請地は、隼人駅前公園の南に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	同じく、隼人11から13を12番委員。
12番委員	<p>7号11番。申請地は、中央家畜市場の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、宅地分譲7区画・通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地原野800㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は2,836㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>7号12番。申請地は、姫城公園の東に位置し、現況は一部実行済である。なお、年月日不詳に建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、鉱泉施設を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の15.09㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は39.09㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>7号13番。申請地は、隼人温水プールの北に位置し、現況は田である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	同じく、隼人14、15を13番委員。
13番委員	<p>7号14番。申請地は、川尻公園の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、第2種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしている</p>

	<p>ことから転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>7号15番。申請地は、霧島市南部し尿処理場の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に、溝辺16を9番委員。
9番委員	<p>7号16番。申請地は、溝辺鹿児島空港インターチェンジの西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第3種農地の300m以内農地に該当するものと思われる。転用目的は、事務所1棟・駐車場・車置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の雑種地※※番・※※番・※※番は通行承諾があり、※※番は購入するものである。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に、霧島17を4番委員。
4番委員	<p>7号17番。申請地は、霧島神宮の西に位置し、現況は田である。農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、飲食店店舗1棟・倉庫兼トイレ1棟・通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	調査委員会からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りします。議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」については、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長(会長)	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。

△ 議案第8号 「非農地証明願」について

議長(会長)	次に、議案第8号「非農地証明願」について議題とします。当委員会に対し、非農地証明願が5件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。国分1を10番委員。
10番委員	<p>8号1番。申請地は、サン・あもりの東に位置し、現況は農業用倉庫・農業用機械置場である。農地区分は、第3種農地に該当するものと思われる。非農地となった時期については、非農地証明願添付資料等により、昭和53年頃には既に宅地の状態であったことが確認されている。証明基準該当事由は、建築物の敷地として相当なもので、農地への復元が著しく困難であり、かつ、建築後20年以上経過しているものに該当するものと思われれます。周辺農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはない。また、隣接農地への被害防除等に問題はない。以上のような理由により、非農地として認定することはやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	同じく、国分2を17番委員。
17番委員	<p>8番2号。申請地は、市営検校橋団地の北に位置し、現況は山林である。農地区分は、第1種農地に該当するものと思われる。非農地となった時期については、非農地証明願添付資料等</p>

	により、平成 16 年頃から耕作放棄され、山林の状態であったことが確認されている。証明基準該当事由は、耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地に該当するものと思われる。周辺農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはない。また、隣接農地への被害防除等に問題はない。以上のような理由により、非農地として認定することはやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、隼人 3 を 13 番委員。
13 番委員	8 号 3 番。申請地は、新川公民館の南に位置し、現況は宅地である。農地区分は、第 3 種農地に該当するものと思われる。非農地となった時期については、非農地証明願添付資料等により、昭和 57 年頃には既に宅地の状態であったことが確認されている。証明基準該当事由は、建築物の敷地として相当なもので、農地への復元が著しく困難であり、かつ、建築後 20 年以上経過しているものに該当するものと思われる。周辺農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはない。また、隣接農地への被害防除等に問題はない。以上のような理由により、非農地として認定することはやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、霧島 4 を 4 番委員。
4 番委員	8 号 4 番。申請地は、東多羅自治公民館の北東に位置し、現況は山林である。農地区分は、第 2 種農地に該当するものと思われる。非農地となった時期については、非農地証明願添付資料等により、昭和 27 年頃から植林され、山林の状態であったことが確認されている。証明基準該当事由は、植林後 20 年以上経過し、山林としての樹観が認められ、山林として維持管理が見込まれるものに該当するものと思われる。周辺農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはない。また、隣接農地への被害防除等に問題はない。以上のような理由により、非農地として認定することはやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、福山 5 を 19 番委員に代わり 15 番委員。
15 番委員	8 号 5 番。申請地は、柴立公民館の南西に位置し、現況は山林・原野である。農地区分は、第 2 種農地に該当するものと思われる。非農地となった時期については、非農地証明願添付資料等により、平成 22 年頃から耕作放棄され、山林・原野の状態であったことが確認されている。証明基準該当事由は、耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地に該当するものと思われる。周辺農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはない。また、隣接農地への被害防除等に問題はない。以上のような理由により、非農地として認定することはやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 8 号「非農地証明願」につきましては、願出地が農地でないと判定し、証明することに、賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長(会長)	全員賛成です。よって本案件は、証明することに決定いたしました。 以上で、令和 8 年第 5 回霧島市農業委員会定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。次に、その他はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(会長)	ないようですので、令和8年第5回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。 本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 15時40分